

呉市教育委員会議題
(令和5年7月24日定例会)

呉市教育委員会

令和5年7月24日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第22号 寄附受納について
- 4 報告第23号 専決処分について
- 5 教議第33号 呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第34号 「教育委員会事務点検・評価（令和4年度事務事業対象）」に係る意見交換について

報告第22号

寄附受納について

学校施設課

吳市立郷原小学校に対して、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	名称	数量	評価額	受納年月日
郷原女性会	郷原小学校学校旗 に係る物品	一式	1,613,700円	R5.5.29

報告第23号

専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、令和5年6月13日次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

1 賠償の理由

校外における授業中の事故による車両損傷

2 賠償金額

157,146円（全国市長会学校災害賠償補償保険適用）

3 賠償の相手方

呉市川尻町小仁方1丁目25番35号

株式会社濱田製作所

代表取締役 濱田 拓

4 損害の状況

令和5年5月24日午後3時10分頃、虹村公園多目的広場（呉市広多賀谷2丁目地内）において、呉市立呉高等学校のスポーツⅡの授業（野球の実技練習）を行っていた際、同校生徒が打ったボールが、同広場内でバッティングネットの作成作業のため同広場内に駐車していた相手方が所有する普通貨物自動車に当たり、相手方車両のフロントガラス及びルーフに損傷を与えたものである。

教議第33号

呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会会議規則（平成5年呉市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定例会及び臨時会)	(定例会及び臨時会)
第2条 略	第2条 略
2 定例会は、毎月1回 <u>開催</u> する。	2 定例会は、毎月1回 <u>招集</u> する。
3 略	3 略
(参考)	(参考)
第4条 委員は、会議招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参考しなければならない。	第4条 委員は、会議招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参考しなければならない。 <u>ただし、教育長が特に必要と認めるとときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって会議に出席することができる。</u>
2 略	2 略
(採決)	(採決)
第15条 略	第15条 略
2 採決のとき出席委員は、採決に加わらなければならない。	2 採決のとき <u>教育長及び出席委員は、採決に加わらなければならない。</u>
(会議の公開)	(会議の公開)
第19条 会議は、公開とする。ただし、教育長又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の <u>議決で公開しないこととした事件については、非公開とする。</u>	第19条 会議は、公開とする。ただし、 <u>人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</u>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

教育委員会の会議において、オンライン会議システムを活用した出席を可能とするよう、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

教育委員会の会議において、オンライン会議システムを活用した出席を可能とするよう、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 教育長が特に必要と認めるときは、各委員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって会議に出席することができる、とする規定を追加します。
- (2) 採決をするに当たり、教育長を出席委員に含めていたものを改め、「教育長及び出席委員」に訂正します。
- (3) 会議を非公開とする事件について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の条文に沿って、規定を改めます。
- (4) その他、字句の訂正を行います。

3 施行期日

公布の日

《参考》

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項
教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。